

乗用カート利用約款

第 1 条 (本約款の目的)

本約款は、カメラアヒルズカントリークラブの電磁誘導式乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に関する基準を定め、施設利用者および従業員の安全ならびに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実に期することを目的とします。

第 2 条 (本約款の遵守)

カート操作者（以下「操作者」と称します）と当該カートの同乗者（以下「同乗者」と称する）を総称して利用者（以下「利用者」と称します）は、カート利用に関し本約款を遵守する義務を負います。

第 3 条 (操作等の制限)

1. 利用者はカート内に提示してあるカートに関する注意事項及び従業員（キャディを含む）の指示に従ってください。
2. カートはやむを得ない場合を除き、所定のカート道以外の場所（フェアウェイ内等）で走行させないでください。

第 4 条 (操作者の資格)

1. 操作者は、当該カートの利用者に限ります。
2. アルコール類を飲用した方、その他の事由により正常な操作が困難な方は操作できません。
3. カートをやむを得ず手動走行にて操作する場合、運転免許資格を所有している方に限ります。

第 5 条 (運行責任者)

1. 操作者は当該カートの運行責任者となります。
2. 運行責任者はカートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
3. カートの操作者が交替する場合は、運行責任者の変更となることを認識して、利用者間の協議、および責任において、これを行ってください。
4. カートの停止、同乗者の乗降、その他カート運行に関する事項は、操作者の判断と責任において、これを行い、同乗者はカート運行に関し、操作者の指示に従ってください。

第 6 条 (安全運転義務)

操作者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、あるいは施設、当該カートに対する損傷を及ぼさないような速度と方法により、運行してください。

第 7 条 (走行中の注意)

操作者はカートの運行に際しては、次の事項を遵守してください。

(1) 走行の開始の際の注意事項

- イ. 操作の開始に際し、必ずブレーキ、その他装置が正常に作動することを確認してください。
- ロ. 発進は必ず前方及び同乗者が着席したことを確認してから行ってください。

(2) 走行の際の注意事項

- イ. カート道路の走行に関し、走行方法（一旦停止等）の表示があるときは、これに従ってください。
- ロ. 起伏のある場所・上下勾配のある場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を進行する場合には、予め減速走行しますが、必要に応じて他の同乗者に声を掛けるなどして注意を促してください。

ハ. 走行中の乗降車は、危険ですのでおやめください。

(3) 停車時の注意事項

カートは、斜面その他不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性がある場所には停止させないでください。

第 8 条 (同乗者等の注意事項)

同乗者はカートの利用に際し、次の事項を遵守してください。

- (1) カートの走行装置（電源、アクセル、ハンドル、ブレーキ、前後進切替レバー等）には手を触れないでください。
- (2) カートを発進する際、およびカートの走行中は、必ずカートの把持部分（グリップ、アームレスト等）につかまってください。特に起伏のある場所、上下勾配のある場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を通行する際は、他の同乗者に声をかけるなどして、お互いに注意を促してください。
- (3) カート走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意してください。
- (4) カートへの乗車は、カートの定員を守ってください。

第 9 条 (リモコンスイッチの管理と返却)

リモコンスイッチは、プレー中は操作者が管理し、プレー終了後は必ずカートに返却ください。カートのリモコンスイッチを紛失、破損した場合は、操作者の責任においてその損害を賠償して頂きます。

第 10 条 (事故の場合の連絡)

利用者はプレー中の事故またはカート事故が発生した場合もしくはカートが故障した場合はプレーを中止し、ただちにマスター室にその旨を連絡しなければなりません。

第 11 条 (事故の場合の責任)

1. 操作者がカート運行に関し、故意または過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他の施設内の物品含む）に損害を及ぼす事故（以下「カート事故」という）を起こした場合には、被害者に対し、当該カート事故による生じた損害を賠償していただきます。
2. 同乗者が故意または過失により、カート事故を誘発した場合には、当該カートの態様に応じ、操作者と連帯して、あるいは単独にて、被害者に対して、当該カート事故による生じた損害を賠償していただきます。
3. 同乗者がカート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に、本約款に反する行為があった場合には、事情に従い、操作者に対する損害賠償責任の全部または、一部が過失相殺により免責されることがあります。
4. 当ゴルフクラブはカート事故による人的、物的損害について、一切の責任を負いません。

第 12 条 (利用の中止等)

利用者に本約款あるいはクラブ規約その他の規則に反する行為があったとき。

第 13 条 (施行日)

本約款は、平成 25 年 4 月 1 日より施行します。